主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人井上憲の上告趣意第一点は単なる量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。同第二点は憲法違反をいうが、原判示事実は被告人の供述のみをその認定の証拠としているのではなく、充分な補強証拠を具備していること極めて明白であるから、所論はその前提を欠き、適法な上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年六月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/]\	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎